

特別養護老人ホームとくぢ苑(従来型・多床室) 料金表

令和7年4月1日より適用

介護度	負担限度額	負担割合	利用料 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	1日あたり 利用料	1か月あたり 利用料 (31日)
要介護1	第1段階	1割	735	0	300	1,035	32,085
	第2段階			430	390	1,555	48,205
	第3段階①			430	650	1,815	56,265
	第3段階②			430	1,360	2,525	78,275
				915	1,550	3,200	99,200
	第4段階	2割	1,470	915	1,550	3,935	121,985
		3割	2,205	915	1,550	4,670	144,770
要介護2	第1段階	1割	815	0	300	1,115	34,565
	第2段階			370	390	1,575	48,825
	第3段階①			370	650	1,835	56,885
	第3段階②			370	1,360	2,545	78,895
				915	1,550	3,280	101,680
	第4段階	2割	1,630	915	1,550	4,095	126,945
		3割	2,445	915	1,550	4,910	152,210
要介護3	第1段階	1割	898	0	300	1,198	37,138
	第2段階			370	390	1,658	51,398
	第3段階①			370	650	1,918	59,458
	第3段階②			370	1,360	2,628	81,468
				915	1,550	3,363	104,253
	第4段階	2割	1,796	915	1,550	4,261	132,091
		3割	2,694	915	1,550	5,159	159,929
要介護4	第1段階	1割	978	0	300	1,278	39,618
	第2段階			370	390	1,738	53,878
	第3段階①			370	650	1,998	61,938
	第3段階②			370	1,360	2,708	83,948
				915	1,550	3,443	106,733
	第4段階	2割	1,956	915	1,550	4,421	137,051
		3割	2,934	915	1,550	5,399	167,369
要介護5	第1段階	1割	1,056	0	300	1,356	42,036
	第2段階			370	390	1,816	56,296
	第3段階①			370	650	2,076	64,356
	第3段階②			370	1,360	2,786	86,366
				915	1,550	3,521	109,151
	第4段階	2割	2,112	915	1,550	4,577	141,887
		3割	3,168	915	1,550	5,633	174,623

※1 医療費、薬剤費、個人購入品等は実費を徴収させていただきます。

特別養護老人ホームとくら苑(従来型・個室) 料金表

令和7年4月1日より適用

介護度	負担限度額	負担割合	基本利用料 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	1日あたり 利用料	1か月あたり 利用料 (31日)
要介護1	第1段階	1割	735	380	300	1,415	43,865
	第2段階			480	390	1,605	49,755
	第3段階①			880	650	2,265	70,215
	第3段階②			880	1,360	2,975	92,225
				1,231	1,550	3,516	108,996
	第4段階	2割	1,470	1,231	1,550	4,251	131,781
		3割	2,205	1,231	1,550	4,986	154,566
要介護2	第1段階	1割	815	380	300	1,495	46,345
	第2段階			480	390	1,685	52,235
	第3段階①			880	650	2,345	72,695
	第3段階②			880	1,360	3,055	94,705
				1,231	1,550	3,596	111,476
	第4段階	2割	1,630	1,231	1,550	4,411	136,741
		3割	2,445	1,231	1,550	5,226	162,006
要介護3	第1段階	1割	898	380	300	1,578	48,918
	第2段階			480	390	1,768	54,808
	第3段階①			880	650	2,428	75,268
	第3段階②			880	1,360	3,138	97,278
				1,231	1,550	3,679	114,049
	第4段階	2割	1,796	1,231	1,550	4,577	141,887
		3割	2,694	1,231	1,550	5,475	169,725
要介護4	第1段階	1割	978	380	300	1,658	51,398
	第2段階			480	390	1,848	57,288
	第3段階①			880	650	2,508	77,748
	第3段階②			880	1,360	3,218	99,758
				1,231	1,550	3,759	116,529
	第4段階	2割	1,956	1,231	1,550	4,737	146,847
		3割	2,934	1,231	1,550	5,715	177,165
要介護5	第1段階	1割	1,056	380	300	1,736	53,816
	第2段階			480	390	1,926	59,706
	第3段階①			880	650	2,586	80,166
	第3段階②			880	1,360	3,296	102,176
				1,231	1,550	3,837	118,947
	第4段階	2割	2,112	1,231	1,550	4,893	151,683
		3割	3,168	1,231	1,550	5,949	184,419

※1 医療費、薬剤費、個人購入品等は実費を徴収させていただきます。

加算項目一覧表

特別養護老人ホームとくち苑(従来型)
令和7年4月1日より適用

	加算名	金額			加算要件
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
職員配置等	◎ 看護体制加算Ⅰ口	4	8	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	◎ 看護体制加算Ⅱ口	8	16	24	上記に加え、看護職員の常勤換算数が4.0の場合
	◎ 夜勤職員配置加算Ⅰ口	13	26	39	従来型・ユニット型両施設で、夜勤職員の合計数が最低基準を1名以上上回っている場合
	◎ サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	44	66	事業所の介護職員のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上の場合
	◎ 個別機能訓練加算	12	24	36	常勤の機能訓練指導員を配置した上で、個別機能訓練計画を立て機能訓練を実施し、3か月ごとに評価を行った場合
	認知症専門ケア加算	3	6	9	主治医意見書の日常生活自立度がⅢ以上の入所者の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を受けた職員が既定の人数配置されていることに加え、認知症ケアに関する技術指導や留意事項の伝達が定期的に開催されている場合、日常生活自立度がⅢ以上の入所者に加算
看取り	看取り介護加算Ⅱ1	72	144	216	死亡日以前45~31日
	看取り介護加算Ⅱ2	144	288	432	死亡日以前4~30日
	看取り介護加算Ⅱ3	780	1,560	2,340	死亡日の前日・前々日
	看取り介護加算Ⅱ4	1,580	3,160	4,740	死亡日
その他	初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
	外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合または居宅などへ外泊した場合(月6日を限度)
	◎ 精神科医療療養指導加算	5	10	15	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が、月2回以上行われている場合
	◎ 協力医療機関連携加算Ⅰ(月あたり)	100	200	300	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
	◎ 生産性向上推進体制加算Ⅱ(月あたり)	10	20	30	①委員会の開催や必要な安全対策を講じる②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入③ガイドラインに基づいた業務改善を敵的に実施④1年に1回業務改善の取り組みの実績を示すデータの提供を行うの要件を満たす場合
	配置医師緊急時対応加算(日中・8:00~18:00)	325	650	975	
	配置医師緊急時対応加算(早朝夜間・6:00~8:00、18:00~22:00)	650	1,300	1,950	嘱託医が回診時以外に緊急対応した場合(死亡確認含む)
	配置医師緊急時対応加算(深夜・22:00~6:00)	1,300	2,600	3,900	
待遇改善	若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
	◎ 介護職員等待遇改善加算Ⅰ	14.0%	14.0%	14.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【待遇改善加算以外の加算】×0.14で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。

※2…加算については、1日または1回あたりの単位(円)となります。